

| 件名 | 愛媛県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|------|------------|---|--------------|--|-------|------------------------------------|--------------|---|---------------------|---|---------------------|--|
| 主管課 | 教育総務課教職員厚生室 | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【改正の概要】</p> <p>東日本大震災により被災した幼児、児童及び生徒の修学を支援するため、平成 21 年 10 月に設置した愛媛県高等学校等修学支援基金に、国から交付される被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を新たに受け入れて事業の対象範囲を拡大する。</p> <p>第 1 条(下線部分を追加)</p> <p>経済的理由によって修学が困難な高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程の生徒並びに東日本大震災の被災者のうち経済的理由によって修学が困難な幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校の生徒等の支援に要する経費の財源に充てるため、高等学校等修学支援基金を設置する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施行日 | 公布の日 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【その他参考事項】</p> <p>1 新たな事業（いずれも、東日本大震災で被災した生徒、保護者等に対する支援）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災幼児就園支援事業</td> <td>被災により市町村の就園奨励事業の対象となった幼児及び所得階層区分が変更となった世帯の幼児を対象とした必要経費の補助</td> </tr> <tr> <td>被災児童生徒就学援助事業</td> <td>被災により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者等に必要な就学援助を実施した市町村に対する都道府県の補助及び都道府県が行う保護者等に対する就学援助</td> </tr> <tr> <td>奨学金事業</td> <td>修学困難と認められる高等学校の生徒に対して、都道府県が行う奨学金事業</td> </tr> <tr> <td>私立学校授業料等減免事業</td> <td>授業料等の納付が困難となった私立学校の生徒等に係る授業料等の減免措置に対して都道府県が行う補助</td> </tr> <tr> <td>被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業</td> <td>特別支援学校及び特別支援学級等に就学する生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため、特別支援学校及び特別支援学級等への就学のために必要な援助を実施する事業</td> </tr> <tr> <td>私立専修学校・各種学校授業料等減免事業</td> <td>私立の専修学校・各種学校の生徒への授業料等減免措置に対して都道府県が行う補助</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 基金の廃止及び残額の処分</p> <p>基金は、平成 24 年 3 月 31 日限りで廃止する予定（残余额は同年 6 月 30 日までに国庫に納付）</p> | | 事業名 | 事業内容 | 被災幼児就園支援事業 | 被災により市町村の就園奨励事業の対象となった幼児及び所得階層区分が変更となった世帯の幼児を対象とした必要経費の補助 | 被災児童生徒就学援助事業 | 被災により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者等に必要な就学援助を実施した市町村に対する都道府県の補助及び都道府県が行う保護者等に対する就学援助 | 奨学金事業 | 修学困難と認められる高等学校の生徒に対して、都道府県が行う奨学金事業 | 私立学校授業料等減免事業 | 授業料等の納付が困難となった私立学校の生徒等に係る授業料等の減免措置に対して都道府県が行う補助 | 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 | 特別支援学校及び特別支援学級等に就学する生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため、特別支援学校及び特別支援学級等への就学のために必要な援助を実施する事業 | 私立専修学校・各種学校授業料等減免事業 | 私立の専修学校・各種学校の生徒への授業料等減免措置に対して都道府県が行う補助 |
| 事業名 | 事業内容 | | | | | | | | | | | | | | |
| 被災幼児就園支援事業 | 被災により市町村の就園奨励事業の対象となった幼児及び所得階層区分が変更となった世帯の幼児を対象とした必要経費の補助 | | | | | | | | | | | | | | |
| 被災児童生徒就学援助事業 | 被災により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者等に必要な就学援助を実施した市町村に対する都道府県の補助及び都道府県が行う保護者等に対する就学援助 | | | | | | | | | | | | | | |
| 奨学金事業 | 修学困難と認められる高等学校の生徒に対して、都道府県が行う奨学金事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 私立学校授業料等減免事業 | 授業料等の納付が困難となった私立学校の生徒等に係る授業料等の減免措置に対して都道府県が行う補助 | | | | | | | | | | | | | | |
| 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 | 特別支援学校及び特別支援学級等に就学する生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため、特別支援学校及び特別支援学級等への就学のために必要な援助を実施する事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 私立専修学校・各種学校授業料等減免事業 | 私立の専修学校・各種学校の生徒への授業料等減免措置に対して都道府県が行う補助 | | | | | | | | | | | | | | |